

令和6年6月21日

降雨時における保安対策の強化について

中部近畿産業保安監督部
鉱山保安課
鉱害防止課

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、特に近年は被害が頻発化・激甚化しており、降雨に対する一層の保安対策強化が必要となっております。

各鉱山におかれましては、以下を参考として降雨時における保安体制の強化を図り、危害及び鉱害の防止に万全を期していただくようお願いいたします。

なお、鉱山において風水害等による被害が発生した場合は、速やかに当部に報告していただくよう重ねてお願いいたします。

1. 巡視体制・指揮命令系統等の確立について

- (1) 気象状況を的確に把握し、必要に応じて巡視頻度を増やし、危害及び鉱害の発生した箇所及び発生の恐れがある箇所の早期発見に努めること。
なお、降雨時及び降雨後における巡視は危険を伴うため、巡視者の安全確保に十分な配慮をすること。
- (2) 指揮命令、連絡方法等について再確認を行い関係者に周知徹底するとともに、必要に応じて防災訓練等を行うこと。
- (3) 速やかに応急対策を講じることができるよう、あらかじめ必要な資材(土嚢、スコップ、杭、ブルーシート等)を配置、整備すること。

2. 露天採掘場について

- (1) 降雨時及び降雨後は、汚濁水が発生する恐れのある作業を行わないこと。
- (2) 表土除去が遅れている箇所は、早急に整備すること。
- (3) 残壁等において傾斜が急な箇所は、安全な傾斜に改修すること。
- (4) 鉱山道路の急な傾斜を改修するとともに、道路側溝及び路肩を整備すること。
- (5) 排水路等を整備してベンチ法肩が洗掘されることのないようにすること。
- (6) 降雨による落石・転石を防止するため浮石の除去を徹底すること。
- (7) 濁水の流出防止を図るため、沈殿池の貯水容量が確保されているかを点検し、必要に応じて事前に沈殿池の水位を下げる、浚渫等の措置を講ずること。
- (8) 排水ポンプ及び電気設備等を点検・整備し、作動状況を確認すること。
- (9) 原石投入立坑等は、内部の溜水による突出災害を防止する対策を講じること。

3. 坑廃水処理施設について

- (1) 排出水の水質監視を強化するとともに、夜間、休日及び緊急時において適正に処理を行える体制を確立しておくこと。

- (2) 集水施設、処理施設、非常用予備発電装置等の点検整備を行うこと。
- (3) 急激な増水に対処するため、施設内外の貯水容量を常に確保しておくこと。
- (4) 沈降、凝集、中和剤、緊急時の燃料等の必要な資材を十分に確保しておくこと。
- (5) 排出において、水質濁度に注意を払うとともに、凝集剤を散布する際、pH値が下がり過ぎないように注意し、必要に応じ中和剤を適切に散布すること。

4. 集積場及び鉱業廃棄物埋立場について

- (1) 場内水及び場外水の排除施設、非常排水路、かん止堤等の点検を強化し、破損等のある箇所は補修すること。
- (2) 法面洗掘箇所があるときは補修し、適切な法面の保護工事を行うこと。
- (3) 場内水位は堤頂よりできるだけ低くしておくこと。
- (4) 降雨時及び降雨直後は、汚濁水が発生する恐れのある集積作業を行わないこと。

5. その他

施設等の点検、整備、補修等の非定常作業実施前には、作業における危険を回避するため、鉱山労働者にリスクアセスメントを行わせるとともに、不安全行為を行わないよう徹底すること。